

避難確保計画について

～危機への備え～

神戸市危機管理室

令和5年3月

担当係長 栲山 裕貴



BE KOBE

本日のテーマ

1. 災害の激甚化

(猛烈な雨の頻度増加、近年の災害発生状況)

2. 危機に備える

(避難確保計画作成、計画に基づく訓練実施の義務化)

本日のテーマ

1. 災害の激甚化

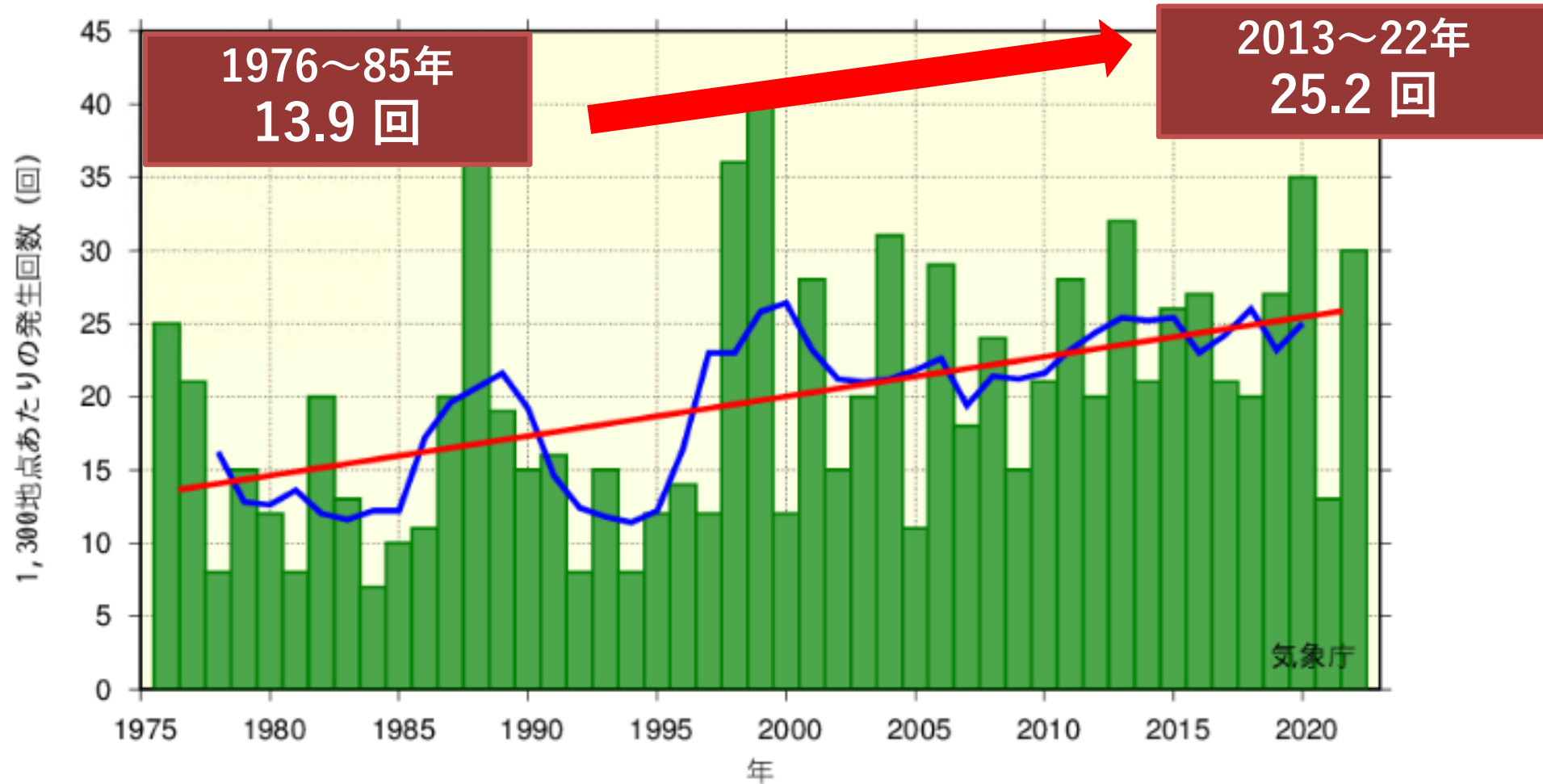
(猛烈な雨の頻度増加、近年の災害発生状況)

2. 危機に備える

(避難確保計画作成、計画に基づく訓練実施の義務化)

1.災害を振り返る ～猛烈な雨の頻度増加～

1時間80mm「猛烈な雨」
年間発生回数（全国1300地点あたり）



1.災害を振り返る ～近年の災害発生状況～

- 令和2年(2020年)7月豪雨 死者84名
洪水・土砂災害により、熊本県などに甚大な被害

- 平成30年(2018年)7月豪雨 (神戸市)
灘区で大規模な土砂災害が発生



八代市坂本町 (鎌瀬地区)



芦北町 (海路地区)



球磨村 (神瀬地区)



球磨村 (大坂間地区)



本日のテーマ

1. 災害の激甚化

(猛烈な雨の頻度増加、近年の災害発生状況)

2. 危機に備える

(避難確保計画作成・計画に基づく訓練実施の義務化)

2.危機に備える ～避難確保計画作成・訓練実施の義務化～

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！

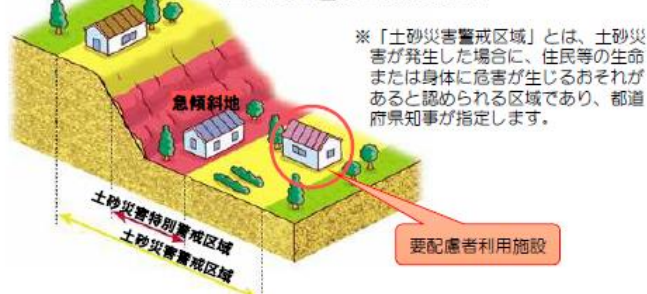
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

！法改正のポイント！

平成29年(2017年)6月改正

- 避難確保計画**の作成・**市長**への**報告**
- 年1回以上の**計画**に基づく**訓練の実施**
⇒**義務**

令和3年(2021年)7月改正

- 計画**に基づく**訓練実施**の**市長**への**報告**
⇒**義務** (毎年**の報告**が必要です！)

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/about_suibou02.pdfより引用

施設が警戒区域（土砂災害警戒区域・洪水浸水想定区域・高潮浸水想定区域）に立地するかどうかについては、「くらしの防災ガイド」や「神戸市Web版ハザードマップ」、「高潮浸水想定区域図（兵庫県HP）」でご確認ください。

※神戸市HP「避難確保計画」でも該当施設一覧を掲載しています。

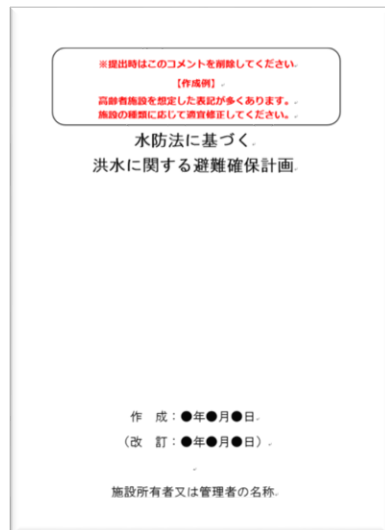
2.危機に備える ～避難確保計画作成・訓練実施の義務化～

○避難確保計画とは

- 洪水、高潮、土砂災害等による被害が発生する恐れがある場合における **利用者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るための項目を定めた計画

○記載項目

- 防災体制、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練の実施、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置等



避難確保計画実施チェックリスト (令和5年5月)

チェック対象施設名	チェック担当教員名	チェック欄	実施ページ
防災体制・情報収集及び伝達		①施設が所在する地域における、洪水するおそれのある河川の保水、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか。	○
		②警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか。	○
避難誘導		③警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）等の発令が無い場合でも避難の判断ができるよう、標識の判断材料が設定されているか。	○
		④避難又は避難の実効性が確保された場所に設定されているか。	○
避難の確保を図るための施設の整備		⑤避難場所までの避難経路や移動手段などがリスク情報を踏まえた変更可能なものになっているか。	○
		⑥必要に応じて、地域の協力が得られる体制が準備されているか。（警備員や消防員など、緊急時に助けを求めると連絡先が記載されているか）	○
防災教育と訓練		⑦洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための設備が設置されているか。	○
		⑧定期的に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な設備が整備されているか。	○
防災教育と訓練		⑨適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか。	○
防災体制・情報収集及び伝達		⑩自治体外部機関が設置されている場合、その業務内容が確定され、計画に記載されているか。	○

※ 必要に応じて、昼夜・休日別に変更。

神戸市HPで計画のひな形やチェックリスト、訓練実施報告書様式、提出方法について掲載しています

※神戸市HPで「避難確保計画」と検索

2.危機に備える ～避難確保計画作成・訓練実施の義務化～

よくあるご質問とその回答（抜粋）

○避難確保計画は1度だけ作成すれば良いの？

⇒各施設が立地する警戒区域（洪水、高潮、土砂災害）の種別ごとに作成する必要があります。例えば、洪水と高潮の浸水想定区域に立地している場合は、洪水と高潮の2種類の計画作成する必要があります。

○神戸市への訓練実施の報告は1度だけ行えば良いの？

⇒計画に基づく訓練は毎年実施する必要があります。そのため、実施報告も毎年することが義務になっています。

2.危機に備える ～避難確保計画作成・訓練実施の義務化～

避難確保計画をすでに作成している施設にも毎年の義務があります！

訓練実施報告書

令和 年 月 日

神戸市長あて

届出者（要配慮者利用施設の所有者・管理者）

住所

氏名

電話（ ）

連絡先担当者

氏名

避難確保計画に定めるところにより、避難の確保のための訓練を実施しましたので提出します。

施設の名称			
施設の住所			
訓練実施日	令和 年 月 日		
訓練参加人数	施設管理者 (従業員等) 人	施設利用者 人	
訓練想定	土砂災害想定 of (図上・実動・図上及び実動) 訓練 <small>※3つのうち、どれか一つを選択してください。</small>		
特記事項			
※受付欄		※経過欄	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ※欄は記入しないこと。

○訓練実施報告

神戸市HP「避難確保計画」内に
訓練実施報告書のひな形を掲載

○訓練実施

避難確保計画に基づく訓練を実施

○神戸市への提出方法（計画等提出も同じ）

メールまたは郵送

～メール送付の場合～

hinan_kakuho@office.city.kobe.lg.jp

～郵送の場合～

神戸市中央区加納町6-5-1

危機管理室 避難確保計画担当 宛

さいごに

ありがとうございました。

BE KOBE



神戸市防災啓発キャラクター
「どすこい防サイくん」とその仲間たち



神戸市防災ポータルサイト
「SONAE to U？」
<http://www.kobe-sonae.jp/>

